

令和6年度末

»» 退職予定の皆様へ

退職される組合員の方は、組合員資格の喪失に伴う様々な手続きが必要となります。

項目ごとにとりまとめましたので参考にしていただき、退職に当たって漏れのないようにお願ひします。詳細につきましては、所属所長あての通知文書をご覧ください。

組合員証

退職すると、その翌日から共済組合員の資格を喪失することとなります。

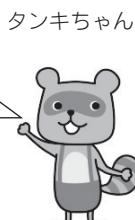
退職翌日からは今まで使用されていた組合員証等^{*1}は使用できなくなりますので、「退職（転出）届書」に添付して退職時の所属所へ速やかに返納してください。

※1. 「公立学校共済組合組合員証」、「公立学校共済組合組合員被扶養者証」、「公立学校共済組合船員組合員証」、「公立学校共済組合船員組合員被扶養者証」、「資格確認書」、「公立学校共済組合高齢受給者証」、「公立学校共済組合特定疾病療養受療証」、「公立学校共済組合限度額適用認定証」及び「公立学校共済組合限度額適用・標準負担額減額認定証」

資格喪失日以降に組合員証等^{*1}を使用して医療機関を受診した場合、共済組合が医療機関などにお支払した医療費や各種給付金は、組合員であつた方に返還いただくこととなりますのでご注意ください。

退職（資格喪失）後は、下図を参考にいずれかの医療保険制度へ加入手続きを行ってください。

マイナ保険証を持っている場合も手続きしないと医療保険が適用されないから注意しないとね！



スタート

No

退職後に再就職する^{*2}

Yes

再就職先に医療保険制度があり、強制加入となる

Yes

①再就職先で健康保険
又は共済組合に加入

②、③、④から選択

②公立学校共済組合の
「任意継続組合員」となる

③市区町村の
「国民健康保険」に加入する
④家族が加入している医療保険の
被扶養者となる^{*3}

※2. 退職日の翌日から再任用等で公立学校にて週20時間以上勤務する方、又は退職後14日以内に臨時の任用職員となる方で、かつ、退職日時点で当該任用が決まっていた方は、公立学校共済組合の組合員となり、職員番号が変わっても引き続き現在お持ちの組合員証等^{*1}をご使用いただけます。

※3. 被扶養者となるためには、収入等、一定の要件を満たすことが必要です。収入要件等の詳細は、ご家族が加入されている医療保険の保険者に直接お問い合わせください。

任意継続組合員

任意継続組合員は、退職日までに、引き続く1年と1日以上組合員であった方が退職日から20日以内に手続きいただくことにより、退職後も最長2年間に限り現職時とほぼ同様の短期給付（附加給付を含む。ただし、休業手当金、介護休業手当金、育児休業手当金、傷病手当金、出産手当金は除く。）の適用を受けることができる制度です。

任意継続組合員は、退職日

被扶養者の要件を満たしている家族については、申請をいただくことにより現職時と同様に被扶養者として認定することができます。ただし国民年金第3号被保険者の資格は喪失となります。

任意加入の制度ですので、手続きを行っていたくことで資格喪失（中途脱退）も可能です。

詳細については、各所属所長あての通知文書（令和7年1月9日付け公共三第1026号）をご覧ください。

任意継続組合員に加入するための手続き

次の①、②の両方の手続きが必要です。

①

退職の日から起算して20日以内^{※4}に「任意継続組合員申出書」^{※5}及び「預金口座振替依頼（申込）書」^{※5}を共済組合へ提出

②

退職の日から起算して20日以内^{※4}に初回の掛金を納付

※4. 令和6年度末退職の場合は、最終期限が令和7年4月18日（金）となります。

※5. 各種用紙は、当支部のホームページ（<https://www.kouritu.or.jp/mie/>）からダウンロードすることができます。



期限に遅れないようにならないと…。

任意継続組合員の加入申込の事前受付を行っています！！



年度末退職予定者のうち、任意継続組合員への加入を希望される方について、事前受付を行っています。

事前受付期間内にお申し込みいただくと、マイナ保険証をお持ちでない方には退職後速やかに資格確認書を交付することができるので、加入を希望される方はぜひご利

用ください。マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証をご使用いただくため、資格確認書は交付しませんが、速やかな資格情報登録のため事前受付をお勧めします。

申込方法等の詳細については、（令和7年1月9日付け公共三第1026号）をご覧ください。

事前受付の締切日：令和7年2月28日（金） 共済組合必着

お問い合わせ 年金・給付班 ☎059-224-2994

年 金

公立学校共済組合の資格を喪失する際や、一般組合員から短期組合員になる際の手続き

一般組合員：正規職員、暫定再任用フルタイム勤務職員、任期付職員の方

短期組合員：臨時の任用職員、定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用短時間勤務職員及び支援員等のうち週20時間以上勤務の方

【全員共通】

- ・退職する、週20時間未満勤務となる、他の共済組合に加入する等のいずれかの理由により公立学校共済組合三重支部の資格を喪失する場合 ⇒ 手続き①

【暫定再任用フルタイム勤務職員のうち昭和34年4月2日～昭和36年4月1日生まれの方】

- ・短期組合員組合員となる ⇒ 手続き②

【暫定再任用フルタイム勤務職員のうち昭和36年4月2日～昭和40年4月1日生まれの方】

- ・短期組合員組合員となる ⇒ 手続き③

【正規職員】

- ・早期退職から短期組合員となる ⇒ 手続き③

暫定再任用フルタイム勤務職員の方が引き続き暫定再任用フルタイム勤務職員になる場合や、短期組合員が職種や勤務形態が変わったとしても引き続き短期組合員となる場合は、当ページ掲載の手続きは不要です。

手続き①

「退職（転出）届書」^{※6}に人事記録カードの写し又は履歴書を添えて^{※7}提出してください。
昭和36年4月1日以前生まれの一般組合員は手続き②も行ってください。

手続き②

当年度末までに公立学校共済組合の年金受給権が発生する一般組合員は、2月に送付する「次年度の公務員共済組合への加入報告書」を共済組合へ提出してください。その回答に基づき、手続きが必要となる方には必要書類を所属所経由で送付します。

手続き③

「再任用等報告書」^{※6}に人事記録カードの写し又は履歴書を添えて^{※7}提出してください。

※6. 「退職(転出)届書」及び「再任用等報告書」はライフプラン第3期セミナー参加者に配布しますが、当支部のホームページからもダウンロードできます。（<https://www.kouritu.or.jp/mie/>）

※7. 短期組合員が資格喪失する場合や、任期付職員などの所属所に人事記録カードが配付されていない方は添付不要です。

【事務担当者へ】一般組合員が短期組合員になった際は、4月時点の所属から「組合員異動報告書」もご提出ください。

厚生年金保険に 加入する方へ

年金の支給開始年齢以降、再就職により厚生年金保険に入していると、支給される年金額に調整がかかることがあります。これを在職停止と言います。

再就職後に加入する 厚生年金（被用者年金）制度	該当する就職先・再任用の例 ※8	年金の調整の有無
3号厚生年金保険 （公立学校共済組合 地方職員共済組合 市町村職員共済組合）	・暫定再任用フルタイム勤務職員 ・市町村教育委員会教育長	・老齢厚生年金は支給調整される場合があります。 ・経過的職域加算及び年金払い退職給付（65歳以上の方のみ）は全額支給停止です。
2号厚生年金保険 （国家公務員共済組合）	・国の機関の暫定再任用フルタイム勤務職員	
1号厚生年金保険	週20時間以上勤務 〔 ・暫定再任用短時間勤務職員 ・定年前再任用短時間勤務職員 ・支援員等 ・臨時の任用職員 ・一般企業の会社員〕	・老齢厚生年金は支給調整される場合があります。 ・経過的職域加算及び年金払い退職給付（65歳以上の方のみ）は全額支給されます。
4号厚生年金保険 （私立学校振興・共済事業団）	・私立学校の教職員	
議員年金 ※9	・国会議員、地方議會議員	
適用なし	週20時間未満勤務 〔 ・暫定再任用短時間勤務職員 ・定年前再任用短時間勤務職員 ・非常勤職員 ・自営業〕	・年金の支給調整は行われません。

※8. 表に示した再就職先は一例です。実際に年金制度に加入するかどうかは再就職先へお尋ねください。

※9. 議員年金制度については、現在は廃止されていますが、国会議員及び地方議會議員となった場合は、厚生年金保険へ加入した場合と同様の取り扱いとなります。

雇用保険に加入する方へ

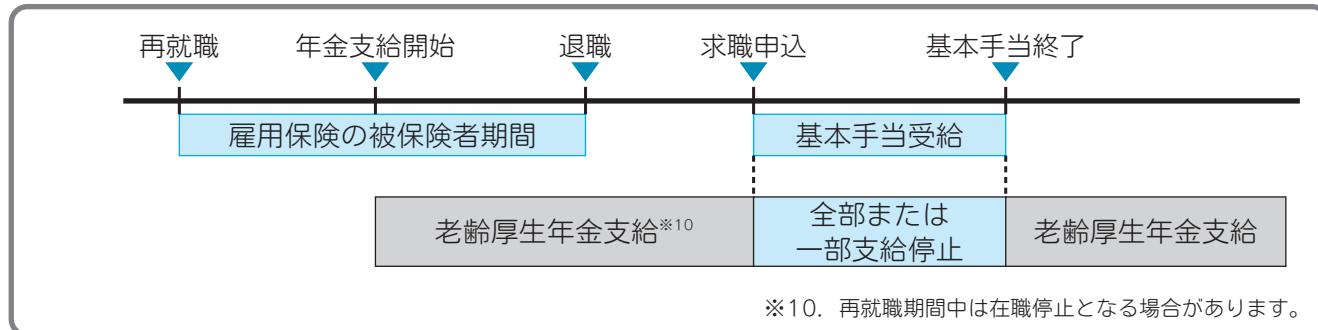
各再任用職員となる方や民間企業へ再就職する方は、雇用保険に加入する場合があります。

雇用保険の加入者が再就職先を退職すると、公共職業安定所（ハローワーク）で所定の手続きを行うことにより、各種給付を受けることができます。ただし、65歳未満の老齢厚生年金受給者が雇用保険の基本手当を受給する場合、老齢厚生年

金の一部または全部が支給停止となります。

年金を受給している方、又は再任用期間満了後に年金を受給することができる方は、雇用保険の各種給付申請を行う際、その給付額と年金の受給額を比較し、ご自身にとって不利とならないよう慎重に選択してください。

○雇用保険と老齢厚生年金との支給調整のイメージ



お問い合わせ 年金・給付班 ☎059-224-2994

貸付金

共済組合から貸付金を借受中の方は、貸付金の未償還元利金を次のいずれかの方法により償還していただきます。

退職手当から控除する場合

3月分給与から控除した後の未償還元金に、退職手当支給日までの利息を加えた額を退職手当から控除します（手続き不要）。

退職手当から控除しきれなかった場合は、振込依頼書をご自宅に送付しますので、不足額を振り込んでください。毎月1日を経過すると1か月分の利息が加算されますのでご注意ください。

自己資金で全額操上償還する場合

令和7年2月14日(金)までに「全額繰上償還申出書」を共済組合へご提出ください。

3月初旬に振込依頼書をご自宅へ送付しますので、3月18日(火)までに未償還元利金を振り込んでください。

上記期限内に払込みができなかった場合は、払込みは行わず、共済組合担当までご連絡ください。

お問い合わせ 福祉班 ☎TEL 059-224-2989

福祉保健制度

退職時の年齢にかかわらず、退職後（組合員資格喪失後）も継続加入となります。

退職した年の10月31日まで保障が継続され、脱退のお申出がない場合は11月1日以降も毎年更新^{※11}となります。脱退・減額は毎年7月頃にご自宅へ届く更新手続書で手続きができますが、新規加入・増額の取扱いはできません。

退職に当たって住所、電話番号、登録口座等に変更がある場合は、福祉保健制度加入者票（毎年10月及び4月送付）に同封されている「公立共済福祉保健制度異動変更連絡票（返信用はがき）」により、変更の手続きを行ってください。

※11. 保険期間は1年間（11月1日から翌年10月31日まで）で、以後毎年更新。

» 福祉保健制度のお問い合わせはこちらまで

三重支部では事務を取り扱っていません。



公立学校共済組合福祉保健制度担当

☎ 0120-778-599 受付時間：月～金曜日（祝日を除く）10:00～16:00

アイリスプラン

満60歳以上の退職



年金コース
満60歳以上（年度末時点）の加入者の方に、12月末頃、ご自宅あてに退職後の取扱いについての案内書類を送付します。その案内にしたがって手続きを行ってください。

医療・日常事故コース

退職による手続きはありません。

退職を機に内容変更及び、次年度の継続をしない場合は、毎年10月下旬に送付される満期のお知らせに同封の「契約変更届（毎年11月中旬頃に締切）」に必要事項を記入のうえ、送付してください。

年度途中の解約を希望する場合は教職員生涯福祉財団サービスセンターに連絡してください。

住所、氏名、電話番号、勤務先、振替口座などに変更があった場合は、「変更訂正届（ハンドブック綴込みのはがき）」の該当欄に、記入、押印のうえ送付してください。

介護保障コース

退職による手続きはありません。掛金が月払いの場合は、掛金の払込みは60歳に達する年度で終了となります。

住所、氏名、電話番号、勤務先、振替口座などに変更があった場合は、「変更訂正届（毎年の契約内容のおしらせに同封のはがき）」の該当欄に記入、押印のうえ、直接、株式会社ツーリングサービスに送付してください。

満60歳未満の退職



年金コース
退職により脱退となりますので、教職員生涯福祉財団サービスセンターに連絡してください。

医療・日常事故・介護保障コース

満60歳以上の退職者が退職した場合と同じ取扱いになります。

»アイリスプランのお問い合わせはこちらまで



年金コース、医療・日常事故コース

三重支部では事務を取り扱っていません。

教職員生涯福祉財団サービスセンター

☎0120-491-294 受付時間：月～金曜日（祝日を除く）10:00～17:00



介護保障コース

株式会社ツーリングサービス

☎0120-878-626 受付時間：月～金曜日（祝日を除く）10:00～17:00

普通認定被扶養者の 認定期限満了にご注意を！

共済組合から被扶養者認定を受けている方のうち、次の対象となる被扶養者がいる組合員は必ず手続きが必要です。3月中旬に案内をお送りしますので、忘れずに手続きをお願いします。

対象者

「令和6年度中に満22歳となる」かつ「給与の扶養手当の対象となっている」被扶養者
(平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの方)

子や孫に対する給与上の扶養手当は、原則、満22歳となる年度末をもって原則終了となります。共済組合の医療保険上は条件を満たせば4月以降も被扶養者として引き続き認定することが出来ます。その場合は「被扶養者特別認定」の手続きを4月中に行っていただく必要があります。

一方で、被扶養者が就職等により扶養から外れる場合は扶養の「取消申告」が必要となります。

扶養手当の支給が終了する被扶養者の方は「特別認定申請」か「取消申告」のどちらかの手続きが必要です！！



普通認定*の認定期限満了
引き続き被扶養者の要件を満たしますか？

いいえ

取消申告を行ってください！

ただし組合員が今年度末で退職し、かつ次の①又は②に該当する場合は、組合員証と共に被扶養者証を「退職（転出）届書」に添付いただけで構いません。

- ① 退職して再任用となるが、週20時間未満勤務のため公立学校共済組合に加入しない場合
- ② 任意継続組合員に加入するが、該当被扶養者は4月1日から扶養の状態でない場合

はい

特別認定申請（区分変更）

を行ってください！

令和7年4月中（所属所受付日で判断します。）に手続きを行ってください。令和7年5月以降に申請があった場合、いったん取り消しとなり、所属所受付日からの新規認定となります。

再任用や臨時の任用等により4月からも引き続き組合員の資格を有する場合や、任意継続組合員となる場合も手続きが必要です。

* 普通認定とは、給与上で扶養手当支給の認定を受けていることにより、共済組合において医療保険上の被扶養者としても認定されていることをいいます。その方は扶養手当の事後確認によって扶養状態の確認を毎年行っていただいておりますが、扶養手当が無くなることにより事後確認も行われなくなります。その代わりに共済組合にて扶養状態の確認を行う認定方法を「特別認定」と言います。

ただし、子が一定程度の障害を有する場合は、22歳に到達する年度より後も扶養手当支給の対象者になることがありますので、その場合は「被扶養者[認定]申告書」を4月中にご提出ください。

お問い合わせ 年金・給付班 大田、森岡 ☎059-224-2994

令和7年度

人間ドックのご案内

共済組合では、疾病の早期発見・早期治療の観点から、令和7年度も人間ドックを次のとおり実施する予定です。2回に分けて募集を行いますので、受診を希望される方はお忘れのないようにお申込みをお願いします。

詳細は、4月初旬送付予定の所属所長あての通知文書又は共済組合ホームページをご覧ください。

対象者^(注1)

- ◆ 公立学校共済組合三重支部組合員
- ◆ 三重県公立学校職員互助会会員

申込方法

- ◆ 「令和7年度 人間ドック受診申込書^(注2)」により、受診希望者を所属所で取りまとめて共済組合へ提出してください。

募集人数・期間

募集回	区分	募集人数【予定】(注3)	募集期間【予定】(注3)
第1回	1泊2日	110人	令和7年4月1日(火)～ 令和7年4月17日(木)
	1日	9,130人	
第2回	1泊2日	15人	令和7年6月初旬～ 令和7年7月1日(火)
	1日	445人	

注1. 講師や支援員等の短期組合員、休職中の方、派遣職員の方も対象となります。ただし任意継続組合員は対象外です。

注2. 4月初旬に所属所長あてに送付するとともに共済組合ホームページに公開します。

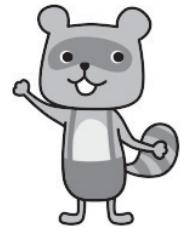
注3. 事務処理の都合により、変更する場合があります。

詳細は、4月初旬送付予定の
所属所長あて通知文書をご覧ください！

お問い合わせ 福祉班 上野（伸） ☎059-224-2989

どうする！？どうなる！？健康保険証

令和6年12月2日から組合員証・被扶養者証（以下、「組合員証等」）の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする制度に移行しました。制度移行後に医療機関等で受診する際は、以下の方法で医療保険の資格情報の確認を行います。



① 発行済みの組合員証等（令和7年12月1日まで）

組合員証等は経過措置により令和7年12月1日まで使用できます。経過措置期間中に資格を喪失した場合（任意継続組合員になる場合を含む。）は、組合員証等を共済組合に返却する必要があります。組合員証等は大切に保管していただき、令和7年12月2日以降にご自身で破棄してください。

② マイナ保険証

マイナ保険証で医療機関を受診できます。医療機関等に設置されているカードリーダーにマイナ保険証を置いて顔認証または暗証番号で本人確認を行ってください。

？？？ マイナ保険証とは ？？？

「マイナ保険証」は、健康保険証として利用登録したマイナンバーカードのことをいいます。健康保険証としての利用登録は、マイナポータル、セブン銀行A T M、医療機関・薬局の受付から行うことができます。

③ 資格確認書

マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を交付します。
医療機関に提示することで、保険診療を受けることが可能です。
組合員証等をお持ちで、かつ、マイナ保険証をお持ちでない方には令和7年秋頃に資格確認書を交付します。組合員や所属所からの申請は不要です。

有効期限は最長5年（任意継続組合員は2年、高齢受給者は75歳の誕生日前日まで）です。有効期限内に資格喪失した場合には、資格確認書を共済組合へ返却する必要があります。

④ 資格情報のお知らせ

「資格情報のお知らせ」(A4の紙に資格情報を印字したもの)は、ご自身の資格情報を確認いただけるものです。共済組合員資格取得手続を行った新規資格取得者(組合員・被扶養者)全員に交付されます。「資格情報のお知らせ」のみで医療機関を受診することはできません。

マイナ保険証を利用することができない医療機関等では、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」又は「マイナポータルの資格情報画面」と一緒に提示することで保険診療を受けることができます。

お問い合わせ 年金・給付班 大田、森岡 ☎059-224-2994



便利な「マイナ保険証」のご利用を！



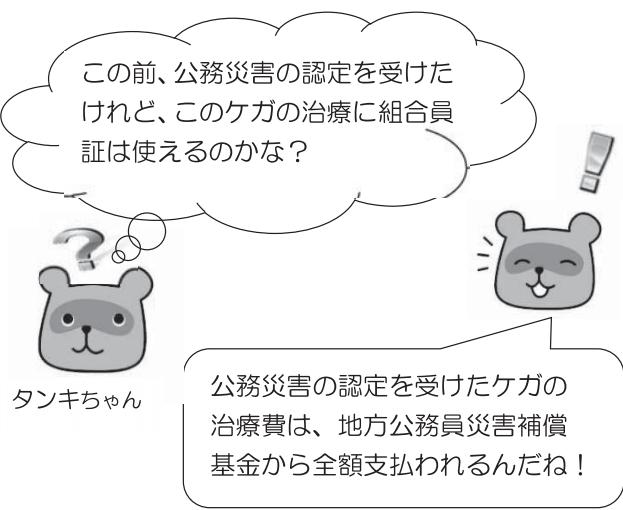
～国税庁から確定申告に関するお知らせ～

- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、金額等を入力するだけで、自動計算で医療費控除を適用した申告書の作成ができ、計算誤りがありません。
また、作成した申告書は、そのままe-Taxで送信できます。
- マイナポータル連携を利用すると、医療費情報を申告書に自動入力でき、申告書の作成がさらに便利です。医療費の領収書の集計や入力の手間が省け、申告書の作成時間が短縮されるほか、医療費の領収書の管理や保管も不要で、メリットがたくさんあります。
- e-Tax・マイナポータル連携に必要なもの
 - ・ マイナンバーカードとパスワード2つ
 - ① 署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）
 - ② 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）
 - ・ マイナンバーカード読み取対応のスマホ（又はICカードリーダライタ）



※マイナポータル連携で、1年間分の保険診療分の医療費の情報を取得できますが、はり・きゅう等の施術費用や整骨院・接骨院の柔道整復療養費など取得できない情報もあります。
※事前にマイナポータルで代理人の設定を行うことにより、申告に含めることができますご家族の医療費情報をマイナポータル連携で取得することができます。
※医療費控除の適用を受ける場合、支払った医療費から保険金等で補てんされる金額を差し引いて控除額を計算する必要がありますので、ご注意ください。

公務中・通勤時にケガをしたときは？



公務中や通勤中に発生した病気やケガのうち、公務災害の認定を受けたものについては、地方公務員災害補償基金の給付対象となりますので組合員証を使用して治療を受けることができません。

公務中や通勤中に負った病気やケガの治療については、必ず地方公務員災害補償基金へ公務災害の認定請求の手続きを行ってください。

※公務災害の認定申請については、所属所の担当の方にお問い合わせください。

お問い合わせ 年金・給付班 日野 ☎059-224-2994

交通事故などの第三者の行為により ケガをしたときは？



**共済組合に連絡・
書類提出が必要です！**

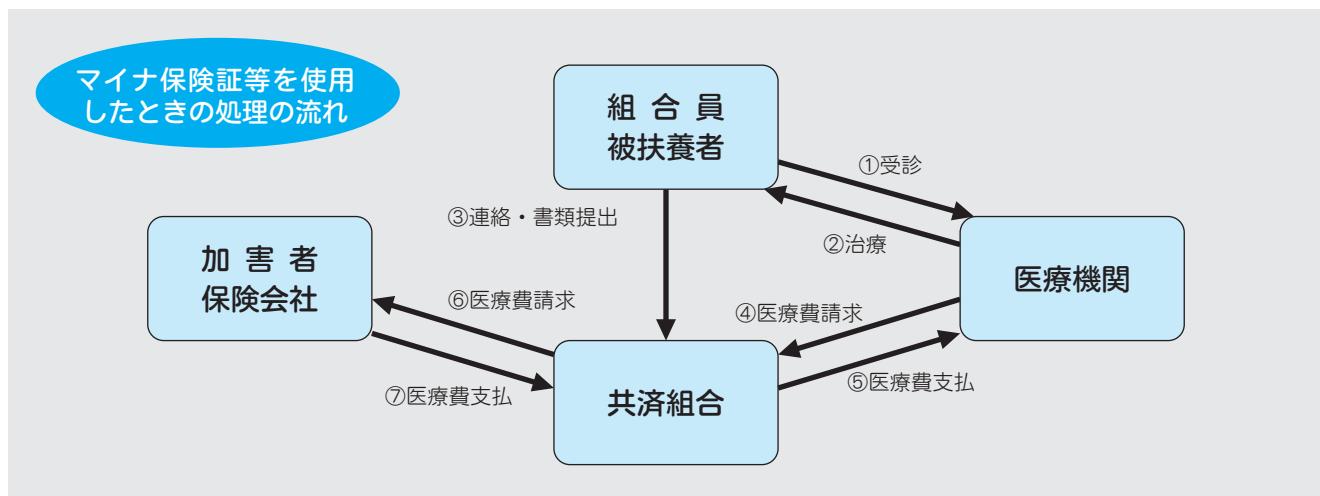
交通事故など、第三者の行為により受傷した場合であっても、マイナ保険証等を使って医療機関で診療を受けることができますが、その場合は、共済組合に速やかに連絡したうえで、損害賠償申告書などを提出していただく必要があります。

交通事故など、第三者の行為によるケガや病気の

治療に要する費用は、本来、加害者（相手方）が負担すべきものです。マイナ保険証等を使用して診療を受けた場合、総医療費の7割が医療機関から共済組合に請求され、本来加害者が負担すべき医療費を、共済組合が一時的に立て替えて医療機関に支払うこととなります。

提出いただく書類は、後日、共済組合から加害者（加害者の加入している保険会社）に対して医療費の請求を行う際に必要となるものです。必要書類を提出いただけない場合は、共済組合が一時的に立て替えている医療費を組合員の方に対して請求することとなります。

自損事故の場合であっても、その確認のため必ず共済組合に連絡のうえ書類提出をお願いします。



交通事故以外にも次のような場合は
共済組合への連絡が必要だよ！

【例】

- ・他人のペットに咬まれたケガ
- ・子ども同士がケンカでケガをした
- ・スキー、スノーボード等での接触事故
- ・食品や飲食店で食べたものが原因で食中毒になった

共済組合では、医療機関から届く「レセプト（診療報酬明細書）」に記載された傷病名を確認し、外傷性のケガの場合、その原因を組合員の方にお電話で照会させていただくことがあります。

ご協力をよろしくお願いします。

お問い合わせ 年金・給付班 日野 ☎059-224-2994

『公費負担医療受給者の報告書』



提出のお願い

地方自治体が実施する福祉医療費助成制度は、医療機関や調剤薬局の窓口でお支払いいただいた自己負担金に対して一定額を助成するものです。この適用を受けている方々が共済組合や互助会から医療給付を受けると、窓口でお支払いいただいた自己負担金以上の給付を受ける場合があります。

このような過剰給付を避けるために調整を行う必要から、組合員（会員）や被扶養者の方が、次の1から4のいずれかに該当したときは、「公費

負担医療受給者の報告書」（以下「報告書」）の提出をお願いします。ただし、福祉医療費助成制度のうち、子ども医療費助成制度の適用を受けている場合で、助成の対象者が三重県内に居住し、三重県内の市町から助成を受けているときは、提出の必要はありません。

報告書様式は、公立学校共済組合三重支部ホームページ（<https://www.kouritu.or.jp/mie/>）からダウンロードすることができます。

報告書の提出が必要なケース

1. 新たに福祉医療費助成制度の受給者となったとき（更新を含む）
2. 福祉医療費助成制度の受給期間が変更となったとき
3. 福祉医療費助成制度の受給内容が変更となったとき
4. 福祉医療費助成制度の受給者でなくなったとき

提出書類

- 公費負担医療受給者の報告書
- 福祉医療費受給者証のコピー

提出先

- 公立学校共済組合の組合員 ⇒ 公立学校共済組合三重支部
- 公立学校共済組合の組合員でない（一財）三重県公立学校職員互助会
又は（一財）三重県職員互助会の会員 ⇒ [加入するそれぞれの互助会](#)

「福祉医療費助成制度」とは？？

地方公共団体が、一定の条件を満たした方に対して、医療費の自己負担額の全額又は一部を助成する制度です。

福祉医療助成制度には、子ども医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度、障がい者医療費助成制度などがあります。

手続きや給付内容等の詳細については、居住地の市区町村の福祉医療担当課へ直接お問い合わせください。

お問い合わせ 年金・給付班 日野 ☎059-224-2994

互助会 富山 ☎059-226-5234

子ども・子育て支援法等の一部が改正されました

お知らせ



共働き・共育への推進策として、令和7年4月1日から新しく2つの手当金が追加されます。

育児休業 支援手当金

組合員とその配偶者の両方が、一定期間内（男性は子の出生後56日以内、女性は産後休業後56日以内）にそれぞれ14日以上の育児休業を取得する場合に、育児休業手当金に上乗せするかたちで、28日を限度に給付されます。

育児時短勤務 手当金

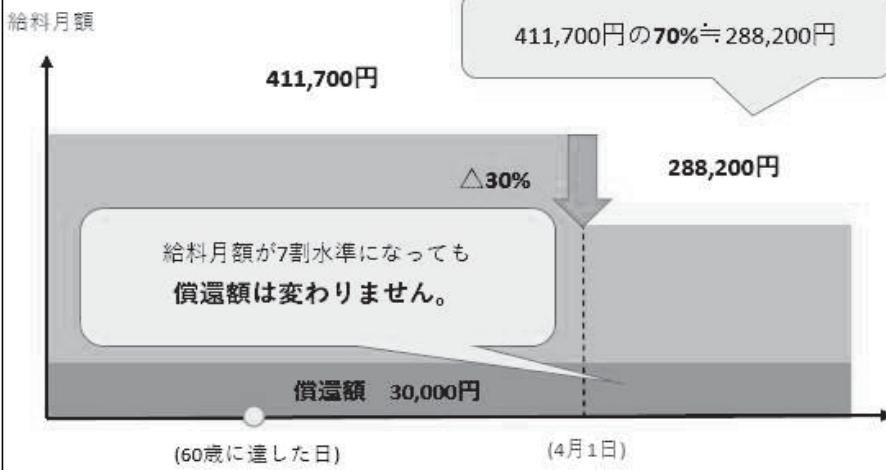
組合員が、2歳未満のお子さんを養育するために短時間勤務をする場合、短時間勤務によって減少する前の報酬を超えない範囲で、減額された報酬の最大10%が給付されます。

請求方法等、各制度の詳細は、関係省庁から政令及び省令が交付され次第、速やかにお知らせします。

お問い合わせ 年金・給付班 渡辺 ☎059-224-2994

定年引上げに伴って60歳以降も借入金の償還が続く方へ

(例)



地方公務員法の改正に伴い、令和5年4月から定年年齢が段階的に引き上げられるとともに、当分の間、職員の給料月額が、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、7割水準となります。

当共済組合の貸付けを受けている方で、60歳以降も償還が続く場合、左図のとおり、給料月額が7割水準となりますが、償還額は変わらず、給料等からの控除は継続されますので、ご留意ください。

お問い合わせ 福祉班 世古口・村田 ☎059-224-2989

～ 共済組合の貸付けを受けているみなさまへ ～

他の共済組合へ転出したときは 手続きが必要です

該当した場合は早急にご連絡をお願いします！



貸付けを受けていた方が、人事異動により他の公務員共済組合や公立学校共済組合の他都道府県支部に加入することになった場合、手続きが必要となります。
異動先によって、選択できる償還方法が異なりますので、下図をご確認のうえ、公立学校共済組合三重支部（TEL：059-224-2989）までご連絡ください。

公立学校共済組合の
他都道府県支部

⇒ 次の①、②のいずれかを選択

- ①自己資金で、当支部の未償還金を一括して償還
- ②転出先の支部で償還を継続

地方職員共済組合三重県支部
警察共済組合三重県支部
三重県市町村職員共済組合

⇒ 次の①～③のいずれかを選択

- ①自己資金で、当支部の未償還金を一括して償還
- ②転出先の共済組合で借換え、当支部の未償還金を一括して償還
- ③徴収嘱託制度（※1）を利用

他都道府県（三重県以外）の
〔地方職員共済組合
警察共済組合
市町村職員共済組合〕

⇒ 次の①、②のいずれかを選択

- ①自己資金で、当支部の未償還金を一括して償還
- ②転出先の共済組合で借換え、当支部の未償還金を一括して償還

国家公務員共済組合
〔文部科学省共済組合
三重大学支部など〕

⇒ 次の①～③のいずれかを選択

- ①自己資金で、当支部の未償還金を一括して償還
- ②転出先の共済組合で借換え、当支部の未償還金を一括して償還
- ③償還継続制度（※2）を利用



※1. 転出先の共済組合で給与から償還金を控除し、当支部に継続して償還する制度です。

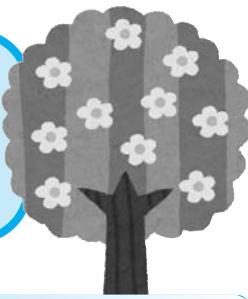
※2. 転出後、自己資金（振込み）により当支部に継続して償還する制度です。

当支部で償還中の貸付けに団体信用生命保険（団信）が適用されている場合に限り利用することができます。

複数の貸付けを償還中の場合は、いずれか一つに団信が適用されれば、団信非加入の他の貸付けについても継続償還を利用することができます

※1（徴収嘱託）、※2（償還継続）とも、転出から5年以内に当支部へ転入しなかった場合は、自己資金や転出先共済組合で借換えしていただくことで、当支部の未償還金を即時償還していただきます。

お問い合わせ 福祉班 世古口・村田 ☎059-224-2989

互助会**年度末 退職・退会予定の
みなさまへ****給付請求について**

●退職又は県・市町等への転出により会員でなくなる方は、退会日から3年以内に次の請求をしてください。

セカンドライフ資金 在会6か月以上で退会された方に、在会月数に応じて給付します。

※臨時の任用職員及び再任用フルタイム職員は任用が継続する限り請求不要です。

●2025年3月31日現在、通算会員期間が25年で退職される方は、2025~2027年度中に次の請求もしてください。ただし、異動により会員でなくなる方については、当会に再加入されてから3年以内に請求してください。

永年会員旅行補助金 実際に行かれた旅行に対し70,000円限度の旅行補助金、または70,000円分の旅行クーポンを給付します。

永年会員特別給付金 結婚祝金、出産見舞金、入学祝金をいずれも受給する資格が生じなかった方に50,000円を給付します。

お問い合わせ 互助会給付係 富山 ☎059-213-0601

貸付を受けている方に!!

貸付を受けている方が退職・退会された場合は、貸付金の未返済元利金を即時返済していただくことになります。ただし、異動による場合は、本人からの申し出により即時返済の猶予を受けることができます。

退職される方

貸付金の未返済元利金がある場合は、退職手当支給日に三重県教育文化会館のシステムにより口座振替します。不足分が生じた場合は、互助会から「振込依頼書」を送付しますので、不足分を振込んでください。

異動により会員でなくなる方

国又は地方公共団体等の機関への転出により、退職手当の支給を受けることなく会員の資格を喪失した場合は、5年間に限り毎月振込により返済を続けることができます。

県職員互助会又は県警察互助会に加入した場合は、5年間に限り引き続き毎月給与からの控除により返済を続けることができます。

異動が決定した時点で速やかに互助会事務局までお知らせください。

お問い合わせ 互助会貸付係 山下 ☎059-213-0601

積立預金に加入されている方に!!

積立預金に加入されている方が、退職又は県・市町等への転出により会員でなくなる場合は、解約の手続きをしてください。

お問い合わせ 互助会積立預金係 井坂 ☎059-213-0601

退教互

**年度末退職等のみなさまへ
手続きはお早めに 4月4日(金)まで**

50歳以上で退職の方…「退職会員」に異動します。

「三重県退職教職員互助会退職会員異動届」を提出してください。



50歳未満で退職の方…「退会」となります。

「脱退一時金請求書」を提出してください。

※「三重県退職教職員互助会退職会員異動届」「脱退一時金請求書」は
ライフプラン第3期セミナー会場でお渡しします。

ライフプラン第3期セミナーに参加されない場合は、退教互事務局へご連絡ください。

提出先 (一財)三重県退職教職員互助会 〒514-8577 ☎059-226-5235 Fax059-229-5111

互助会

**「子育て・介護・健康づくり支援事業」の
利用期限等について**

年度末退職又は県・市町等への転出により会員でなくなるみなさまへ

事業の利用期限

令和7年3月31日まで、ベネフィット・ステーションを利用することができます。

会員証について

会員証は、令和5年4月からベネフィット・ステーションのリニューアルにより「ベネアカウント」へ変更されましたので、新規で発行されておりませんが、会員証をお持ちの方は各自で処分してください。

※今年度の子育て・介護支援補助金の請求期限は、令和7年3月15日です。参照P.21

お問い合わせ 互助会厚生事業係 鴨志田 ☎059-213-0601

互助会「グループ保険」ご加入中の退職予定者のみなさまへ

基本コース(年金払特約付災害保障特約付ごども特約付ごども災害保障特約付新・団体定期保険【生命保険】)、基本コースプラス(年金払特約付障害特約付団体定期保険【生命保険】)、医療コース(短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】)、医療コースプラス(医療保険【損害保険】)、重病克服支援コース(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約【Y】付)、団体扱無配当特定疾病保障定期保険(II型)【生命保険】)、傷害コース(天災補償特約付入院保険金および手術保険金支払日数延長特約(730日用)付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険【損害保険】)、職場復帰支援コース(精神障害補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】)、健康づくりサポートコース、一時払退職者傷害保険(天災補償特約・熱中症補償特約・食中毒補償特約・賠償事故解決に関する特約付賠償責任保険特約付普通傷害保険)

1. 「基本コースプラス」に加入されている方

(1) 退職後・次年度の取扱い

① 在職中に加入いただいた制度を保険年齢69歳までご継続いただけます。(継続手続きが必要)

※「基本コースプラス」とセット加入が条件です。※「職場復帰支援コース」は継続いただけません。

※「医療コース」の互助会給付について、退職後は給付対象とはなりません。

※保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢61歳=令和6年8月1日現在満60歳6ヵ月を超えて満61歳6ヵ月まで。

② 更新のご案内時期(5月予定)に現在のコース以下の保障に変更(脱退を含む)が可能です。

※新規加入・増額の取扱いはできません。

③ 在職中と同様に配当金があります。

※基本コース・基本コースプラス・医療コースは1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。配当率は前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。(医療コースプラス・重病克服支援コース・傷害コース・健康づくりサポートコースには、配当金はありません。)

(2) 退職後継続

ライフプラン第3期セミナーに参加の方等へ『退職後制度の手引き』、『ご加入内容のお知らせ』、『【団体保険】保険料振替・配当金受け入れ口座登録書』を送付しております。

手続きについて

a. 退職後・次年度は非会員の方(再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員、無職、学校以外で就職等)

⇒継続の有無に関わらず『【団体保険】保険料振替・配当金受け入れ口座登録書』を提出してください。

※4月以降の取扱いは退職初年度の4~7月は互助会、8月以降は退職事務代行会社(株式会社日本共同システム)となります。

8月以降は保険料に加えて別途事務手数料が毎月385円かかりますので予めご了承ください。

※『【団体保険】保険料振替・配当金受け入れ口座登録書』により継続手続きをされない場合は解約となります。

b. 退職後・次年度も会員の方(再任用フルタイム勤務職員、臨時の任用職員等)

⇒自動的に継続となります。『【団体保険】保険料振替・配当金受け入れ口座登録書』の提出は不要ですが、退職等を機に解約を希望される方は、解約届の提出が必要です。

(※『【団体保険】保険料振替・配当金受け入れ口座登録書』では脱退できません。)

2. 「基本コースプラス」に加入されていない方

(1) 退職後・次年度の取扱い

ライフプラン第3期セミナーに参加の方等へ「一時払退職者傷害保険のご案内」を送付しております。

手続きについて

a. 退職後・次年度は非会員の方(再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員、無職、学校以外で就職等)

⇒「グループ保険」はご継続いただけませんが、一時払退職者傷害保険に加入することができます。

b. 退職後・次年度も会員の方(再任用フルタイム勤務職員、臨時の任用職員等)

⇒自動的に継続となります。ただし退職等を機に解約を希望される方は、解約届の提出が必要です。

◆グループ保険継続の有無に関わらず、一時払退職者傷害保険に加入することができます。

加入を希望される方は、下記のお問い合わせ先まで連絡してください。

<お問合せ・送付先>

(引受会社・取扱代理店) 明治安田生命保険相互会社 中部公法人部法人営業第二部 担当:鈴木(美)
 〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦3-15-28 明治安田生命名古屋錦ビル3F
 TEL:052-951-9102 (受付時間9:00~17:00 除土日・祝日)
 FAX:052-951-9177

※制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。

お問い合わせ 互助会保険係 山下 ☎059-213-0601

互助会

請求期限が近づいています！

文化・スポーツ・レジャー・宿泊施設利用補助金文化・スポーツ・レジャー・宿泊施設を利用された場合、年度内に**12,000円**を限度に補助します。**令和6年度利用分は 4月7日(月) 消印有効****(当会事務局へ持参の場合は 4月7日(月)まで)**

この請求期限を過ぎますと給付できません。ご注意ください。

- ☆ 年度内すべての利用分（領収書の日付がR7.3.31までのもの）が4月7日まで請求可能です。
3月利用分の請求期限も上記と同日ですので、お間違えのないようご注意ください。
- ☆ 請求書に請求金額を必ず記入してください。合計金額の1,000円未満は切り捨てです。
- ☆ 会員本人宛フルネーム・利用年月日・金額が記載されている領収書（半券可）を請求書に添付してご請求ください。半券に利用年月日・金額が明記されていない場合は領収書をとっていただき、それらが分かるパンフレット等を半券と一緒に添付してください。
- ☆ 請求書は互助会HPからダウンロードして請求してください。
- ※ 詳しくは、互助会ホームページに記載のQ&Aをご確認ください。

お問い合わせ 互助会厚生事業係 鴨志田 ☎059-213-0601

互助会「子育て・介護・健康づくり支援事業」の補助金申請期限について**令和6年度の「子育て・介護支援補助金」の申請は****3月15日(土)まで**

(郵送の場合は(株)ベネフィット・ワン必着)

子育て・介護それぞれの分野で申請すると、受付期間内※1回定額**10,000円**を受け取ることができます。
 令和6年度「利用の手引き」P6～P9をご確認のうえ、申請対象となる場合は早めの申請をお願いします。
 ※ 令和6年度の受付期間 令和6年6月1日～令和7年3月15日（互助会員期間中に申請してください。）

⚠ 申請不備による再申請の期限も3月15日（必着）です。

⚠ 2月16日以降到着分で申請に不備が生じた場合、再申請ができません。

2月15日（必着）までに申請することをおすすめします。

※ 令和6年4月1日～令和7年3月15日に発行された領収書が申請の対象となります。
 （令和6年度利用分で申請してください。）



補助金内容・申請方法・必要書類等、詳しくは令和6年度「利用の手引き」等をご確認ください。

★令和6年度「利用の手引き」は、互助会ホームページから閲覧できます。

子育て・介護支援補助金、ベネアカウント、ベネフィット・ステーションについてのお問い合わせは
 (株)ベネフィット・ワン カスタマーセンター（フリーコールスーパー）

☎ 0800-9192-919 受付時間10:00～18:00 年末年始を除く

ベネフィット・ステーション会員専用サイト：<https://bs.benefit-one.inc/>



お問い合わせ 互助会厚生事業係 鴨志田 ☎059-213-0601

共済組合

互助会

退教互

三重県教育委員会

互助会積立預金の利率がさらにUP!!

令和7年1月1日より、年利0.25% 【変動金利・半年複利】

☆互助会積立預金おすすめポイント

加入手続は簡単です!!

預金加入申込書のみを当会までご郵送ください。

- ①月々1,000円から給与支給額内（1,000円単位）で積み立てる「毎月積立」と賞与時に任意で申し込める「臨時積立」があり、限度額は1000万円です。中断・復活や金額変更も可能で毎月見直しできます。
- ②給与支給日に教育文化会館の法定外控除口座から自動引落のため、確実に積立できます。
- ③月3回の一部払戻（8月・1月は2回）が可能です。払戻をしても利率はそのままです。
- ④加入後は各種手続がFAXやWEBで簡単にできます。

一部払戻・解約送金日のお知らせ

送金月	第1回目(一部払戻)		第2回目(一部払戻)		第3回目(一部払戻・解約)	
	締切日	送金日	締切日	送金日	締切日	送金日
令和7年 2月	1/27(月)	2/5(水)	2/5(水)	2/17(月)	2/13(木)	2/25(火)
3月	2/21(金)	3/5(水)	3/6(木)	3/17(月)	3/13(木)	3/25(火)
4月	3/26(水)	4/7(月)	4/4(金)	4/15(火)	4/16(水)	4/25(金)

払戻の手続き →

①②③のいずれかの方法で

解約の手続き →

①②のいずれかの方法で

①預金一部払戻し・解約請求書を郵送

②預金一部払戻し・解約請求書をFAX送信

③WEB会員システムでインターネット申請 ※WEB会員の登録が必要です。

お願い

FAXを利用される方へ…

送信エラーにより書類が届かない場合や、白紙で届く場合があります。
送信後、当会まで確認の連絡をお願いします。

お問い合わせ 互助会積立預金係 井坂 ☎059-213-0601

子どものためのクラシックコンサートが行われました！

令和6年度公益文化事業「子どものためのクラシックコンサート」が、10月21日(月)から10月29日(火)にかけて、計7日間14公演行われました。当事業は毎年この時期に、県内のいずれかの地区の小学校と特別支援学校で行われているもので、今年度は松阪市・多気町・明和町・大台町での開催となりました。

全国各地の学校で公演を行う『東京アーティスツ合奏団』の生演奏や、歌のお姉さんとのひととき、どの会場でも大いに盛り上りました。コンサートは二部構成。第一部では合奏のほか各楽器の紹介が行われ、中でも初めて間近に見たコントラバスやハープの大きさや音の響き、打楽器のバチさばき等に驚いたようです。第二部では歌のお姉さんといっしょに歌ったり、手話をしながら歌うなど盛り上がり、子どもたちにとって思い出に残る時間となったようです。



東京アーティスツ合奏団のみなさんと
歌のお姉さん(平川めぐみさん)

お問い合わせ 互助会厚生事業係 鴨志田 ☎059-213-0601



ご宴会料理は「和」、「和洋」の中からお選びください。

歓送迎会プラン

お一人様 6,500円 (税込)

2時間フリードリンク付き お一人様 **+1,980円** (税込)

ピール/日本酒/焼酎(芋・麦)/ウイスキー
ノンアルコールピール/ウーロン茶/オレンジジュース/炭酸水

特典 1
カラオケ
無料

特典 2
シングルルーム(平日・素泊り)
ご宴会利用後に宿泊のお客様は宿泊料金を
35%引きにさせていただきます。
通常価格7,000円 → お一人様 **4,550円** (税込)

さらに宿泊利用補助券も使用できます

ご宴会利用時は、お料理単価が五千円(税サ抜き)以上の場合は、減免申請制度をご利用いただけます。

※4月より価格改定がございます

公立学校共済組合津宿泊所 どうしん
プラザ洞津

〒514-0042 三重県津市新町1丁目6-28

<https://www.dohshin.jp> プラザ洞津

TEL:059-227-3291 (代)

FAX:059-226-3185

平面の無料駐車場84台

近鉄 津新町駅より 240m

